

第 164 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 15 日 ( 月 ) 午後 1 時 30 分 ~
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議室
- 3 出席者 会 長 : 金子 忠一  
副会長 : 横田 樹広  
委 員 : 浅海 義治 柴田 さちこ  
酒井 妙子 小松 あゆみ 白石 けい子  
きみがき 圭子 市川 信雄 早川 義隆  
小野寺 政男 上月 とし子 閨間 一恵  
植松 正一 西貝 嘉隆 新堀 桂三  
谷口 光男 木内 幹雄 中村 壽宏  
理事者 : 都市農業課長 環境課長 都市計画課長  
開発調整課長 道路公園課長  
事務局 : 環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名 ( 傍聴人定員 10 名 )
- 6 次 第 1 開会  
2 検討事項  
令和 3 年度練馬区みどりの実態調査について  
3 報告事項  
(1) 区民による花壇管理事業の再編について  
(2) 保護樹林の新規指定および変更について  
(3) 保護樹木の新規指定について  
(4) 保護樹木の指定解除について  
4 その他

7 会議内容

みどり推進課長 本日の出席委員数は 19 名です。過半数の出席がありますので、緑化委員会として成立をしています。

会 長 本日は、検討事項 1 件および報告事項 4 件を予定しています。  
それでは、事務局より資料の確認をお願いします。

みどり推進課長 （資料確認）

会 長                    それでは、令和3年度練馬区みどりの実態調査について、事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長        みどりの実態調査については、7月31日の緑化委員会で資料を配布し、調査の基本的な部分については了承いただきました。その上で、緑視率、アンケート調査については、もう少し具体的な中身について説明の要望がありましたので、本日、説明します。

                          前回から時間がたちましたので、実態調査の全体について簡単に概要を説明します。

                          実施目的は、5年ごとに練馬区全体のみどりの現況を把握して、区のみどりの施策等に活かすことです。実態調査の結果を緑化委員会等に報告しながら、次の計画等に反映させます。

                          来年度の調査は、5月から年度末までを予定しています。空撮等は緑陰が広がっている時期、6月から8月頃を予定しています。オリンピック・パラリンピック等の開催状況によっては上空の飛行禁止期間が設けられる可能性があります。そのため、今の段階ではこの時期に実施をしたいと考えていますが、状況に変化があればまた、報告します。

                          調査項目として大きなものが3つあります。一点目の緑被率については、以前から継続的に調査を行っているものを今回も調査をします。こちらは前回説明して了承していただきました。

                          二点・三点目の現地調査を行う緑視率とアンケート調査について、追加の説明をしたいと思えます。別紙に基づいて、担当者から説明いたします。

計画係長                    計画係長の坂部です。別紙1については私から説明します。

                          まず緑視率とは何か、改めて説明いたします。緑視率とは、人の視野に近い地上から高さ1.5メートル地点で写真を撮影し、その写真に占めている緑の面積の割合を言います。

練馬区みどりの総合計画では、30年後の目標として「練馬のみどりに満足している区民を80%に増やす」を達成するための取組の一つとして緑視率の高い場所を増やすこととしています。今回の調査では、前回の調査地点34カ所を含め、130カ所増やして、合わせて約160地点での調査を行う予定です。

次に調査地点です。公共のみどりの調査地点として大規模公園、幹線道路、河川があります。民有のみどりの調査地点として農地、樹林地、住宅地、人が多く集まる駅前に調査地点を設定したいと考えています。

公共のみどりの調査地点案を地図に落とした資料をご覧ください。みどりのネットワークの拠点である大規模公園は、濃いピンクの丸で26地点あります。みどりの軸である幹線道路は、黄色の丸で44地点あります。河川は青の丸で21地点です。公園は入り口付近、道路・河川は樹種や植栽の構成の異なる場所を選んでいきます。

民有のみどりと駅前空間の調査地点案の地図をご覧ください。農地は茶色の丸、農の風景育成地区はベージュ、合わせて12地点あります。樹林地は緑の丸で、憩いの森を中心に屋敷林、斜面林、社寺林を合わせて15地点あります。住宅地はピンクの丸です。制度などの効果を検証するため、風致地区や緑地協定地区など各制度等が適用されている地区からも調査地点を選びました。また、制度が適用されていない地域も含めて合計36地点を設定したいと考えています。駅前は紫色の丸で、都市計画マスタープランにおける主要拠点駅及び江古田駅、武蔵関駅を加えた7地点となります。

撮影方法についてです。撮影位置は歩行者の目線からみどりを捉える位置とし、2方向を撮影することを基準とします。

次に調査の目的です。今回、経年変化の比較は前回調査箇所のみが可能になりますが、今後、緑視率の変化を把握するために、5年ごとの実態調査において引き続き同じ箇所での緑視率調査を行い、比較できる地点を増やしたいと考えています。

次に緑化施策の検証についてです。開発事業に伴う緑化の義務づけや、みどりの街並みづくり助成制度など、施策による緑視率の変化や、先ほど説明しました制度ご

との比較などを行って、効果を検証したいと考えています。また、緑化助成の広報に活用するなど、分かりやすく区民に効果を示したいと考えています。

次にアンケート調査について説明します。調査対象者は、区在住の満20歳以上の3,500人程度を予定しています。無作為抽出で3,000人、みどりの活動団体等、みどりの活動に参加している区民から500人程度で、合計3,500人を考えています。

アンケート内容ですが、定期調査項目として区全体のみどりに対する満足度や増減の実感を問う設問と、テーマ調査項目として、緑視率とみどりの量の実感の相関関係についての設問にしたいと思います。

最後に回答者属性調査です。居住地や年代等を聞く予定です。全体で約20問程度を想定しています。

次に緑視率に関する設問について説明します。

緑視率に関するアンケートは、全体を通してみどりの量の印象を問う内容となっています。なお、今回の資料で用いている写真は仮のもので、実際は今年の夏に撮影したものを使用する予定です。

まず、問1は緑視率約20%の住宅地の写真を見せて、みどりの量の印象を聞きます。例えば、住んでいる地域による違いや年代による違いがあるかなどを集計し、傾向を分析したいと考えています。また、問2、問3を分析する際の、回答者のみどりの量に対する基準を示す基本情報にもなります。

問2は住宅地、駅前広場それぞれで緑視率の異なる写真を見せます。4枚ずつのワンセットになっています。住宅地と駅前広場で、みどりが多いと感じる緑視率に違いがあるかなどを分析していきます。

問3は4枚ずつの2セットのおおむね同じ緑視率の写真を用意し、同じ緑視率でもみどりの内容が異なる写真を見せて、印象を聞いていきます。前半4枚は主なみどりが異なっており、それぞれ生け垣や庭木、大木、樹林地もしくは農地です。後半の4枚も同じ緑視率の写真を用意します。同じ緑視率でも、ご近所数軒で緑化に取り組んでいる写真を3枚、1軒だけで緑化に取り組んでいる写真を1枚用意します。ご近所数軒で緑化に取り組んでいる写真については、連続性や統一性がある場所、不連

続だが統一性がある場所、特にテーマはなくばらばらに緑化されている場所の写真を用意する予定です。

これらの結果から、例えば農地や樹林地がどのように評価されているか、数軒で緑化に取り組んだときの効果などを分析していきます。

会 長 令和3年度のみどりの実態調査に関連して、緑視率調査とアンケート調査、主にこの2つを実施するというところで、これまで検討されたことについて、説明してもらいました。

何か意見、質問等がありましたらよろしくお願いします。

A 委員 アンケート調査の件で伺いたいのですが、5年ごとに行うにあたって、今回初めての取組になりますか。そこをまず伺いたいのですが。

みどり推進課長 アンケート調査ですが、今日説明しましたみどりの印象、地域ごとに違うかという部分は、今回初めての取組になります。定期調査項目については、従前、区民意識意向調査の中で行っていた設問と同じことを聞きます。

みどりの総合計画の中で満足度という位置付けをしています。計画に付随したこの調査の中で、今後はアンケート調査も計画に伴う調査として継続的に行っていきます。

A 委員 分かりました。無作為抽出の3,000人の方々に関心を持ってもらい、回収率を高めていくことが非常に重要です。なるべく回収を高め、80%増やす意識というところへの取組を伺いたいと思います。

みどり推進課長 回収率の問題は、確かに無作為で郵送方式ですとなかなか上がらないところがあります。無作為の3,000人としているのは、先ほどの質問の趣旨とも重なるところがあるのですが、従前からやっている区民意識意向調査とのデータ連続性を確保したいので、対象をそろえています。基本的には回収方法もこの3,000人の部分についてはバイアスがかからないよう、区民意識意向調査と同様

の対応をしようと思っています。

そして今回から新たに調査する、みどりの活動をしている区民の方向けの調査については、回答いただけるように何か工夫ができればと考えています。

A 委員                    分かりました。新しいやり方で、イメージ写真を使用して目視から見ていくところは、簡単な設問でテンポよく回答ができるので、回収率も上がっていくと思います。そこは創意工夫が今後必要ということを期待したいと思います。

会 長                    ほかに、いかがでしょうか。

B 委員                    今回、前回の 34 地点から 160 地点に増やしたことは大変よかったのですが、幹線道路について、西のほうは全く点がついていないところも見受けられます。その理由を教えてください。

みどり推進課長        選定に当たって考慮したのは、道路でいえば優先整備路線だったり、事業計画がある程度目途の立っているものを選びました。これは最終確定ではないので、こういうところも今後把握していくのに良いのではという提案があれば、細かい調整はまだまだ可能ですので、後ほど個別に意見をいただければと思います。

会 長                    ほかに、いかがでしょうか。

C 委員                    お聞きしたいことと、私の感じたことを少しお話ししたいと思います。

緑被率で確認したいのですが、農地は緑被率に入っていますね。最近では農地等にビニールハウスが練馬区も多くなってきたと思います。空撮をしてビニールハウスもみどりに入れるものか、お聞きします。

もう一つは、風致地区ですが、最近、開発によって随分、住宅地のみどりがなくなっています。業者さんは住宅を建てる前には行政へ相談に行くと思います。いろいろな制約があると思いますが、最近の業者はみどりという意識がすごく薄いような気がします。前は家を建てた

場合にみどりを増やすという気持ちで、土とか、空間とかを設けたのですが、最近ではセメントとかアスファルトなんかでみんな固めてしまっています。これではいくらみどりを増やそうとか、みどりの多い街をつくろうと言っても駄目なので、行政から業者に、風致地区はこうだとか、この地区はこうだとかを強く出してくれれば、意識が高まると思います。その辺をお聞きしたいと思います。

みどり推進課長　　まず1点目、ビニールハウスの取扱いです。過去の調査においては、例えば生産緑地であればみどりとしてカウントしていますので、ビニールハウスは緑地に入っています。緑被の調査自体は東京都内全体でやっているものもあり、基準等も確認します。

開発調整課長　　2点目の質問についてです。風致地区のみどりの確保という視点での意見かと思えます。

練馬区では、開発区域の面積が300㎡以上の開発事業については申請が必要です。今、話があったように、建築計画等が出た場合には緑化の協議申請を出してもらいます。

また、風致地区においては、木竹の伐採についてあらかじめ区長の許可を受けるよう規定されています。例えば、一般的に開発の相談が来た場合には事業者ないしは代理人を通じて緑化についての協力を求めています。

また、区のホームページ等で、積極的に協力をいただくよう努めているところです。

C 委員　　分かりました。

会　長　　ほかに、いかがでしょうか。

D 委員　　前の質問と意見が共通する部分がありますが、アンケート調査云々という言葉がありますね。緑視率という言葉は初めて聞いた言葉ではないですが、私たち素人からすると学術用語で、いわゆる庶民感情にぴんとこない言葉だと思います。アンケートを取って資料的に長期保存して、後年の参考にするというならその言葉で良いかも

しれませんが、具体的に我々庶民がみどりに関心を持って、増やそうとするとどうなのか。例えばとしまえんについてパブリックコメントがありました。3月に、稲荷山公園についても、整備計画のオープンハウスがある。そうしたときに我々一般区民がもう少し関心を持ってみどりを増やさなくてはと、食いついてくるような表現でないと。学術用語では読んで立派かもしれないが、みんなと遊離しているような感じがします。ですから、報告書は報告書で良いが、皆様にアピールする場合にはもう少し平易な、皆様にぐっとくるような表現の仕方はないものでしょうか。

みどり推進課長 指摘いただいた点は分かります。緑視といってもイメージが湧かない。目で見るとみどりをどうやって増やそうかということが皆様に伝わるような工夫を考えたいと思います。

あともう一点、ご指摘いただいたように、区としていろいろ緑化の助成などもしていますが、皆様にどう使ってもらうかを考えなければいけないと思います。

今までは、なかなか無かったのですが、助成を使って万年堀だったところを何十メートルにもわたって生け垣にしたところがあります。緑化の助成制度をPRするときにも、こういう風に制度を使ってもらおうとこんなによくなりますよということをぱっと見て分かり、やってみようかなと思うようなパンフレットを作る工夫をしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

会 長                   ほかに、いかがでしょうか。

E 委員                   民有のみどりに関係する質問です。

住宅地の調査もするということによかったと思います。先ほど他の委員から意見があったように、住宅地は、例えば相続が発生して開発が行われると急にみどりがなくなったりします。街路などは撮影する場所によってかなり変化が左右されると思います。説明いただいた36地点は各住宅地、地区ごとに1か所ずつで36地点となっているのでしょうか。もしそうだとすると、その1か所を選ぶときにどのような考え方で選ぶのか、教えてください。



計画係長           例えば、風致地区などは非常に大きいので、地区で1か所という考え方は今のところありません。現場を確認して、適した調査地点、制度の特徴をよく表しているところをピックアップしていきたいと思います。具体的に現時点ではまだ検討中です。

E 委員            分かりました。地区の特徴が分かるような調査になれば良いと思います。

F 委員            先ほどの緑化施策の効果検証について質問します。私もこのフェンス、塀の緑化の助成は有効だと思います。開発事業で緑化が義務づけられていても、大型開発でみどりがあっても、その後ろに高いビルがあると、その見た目をどう感じるかという評価は非常に難しいと思います。この効果の検証は、現在の練馬の施策でこのまま進めていけば、助成も含めて効果があることを前提に、今回の緑視率の調査をするのでしょうか。

みどり推進課長   結果としてそうなったら良いという思いはあります。しかし、これはあくまでも調査ですので、基本的には最初からそういうバイアスはかけず、まず調査した結果がどういう傾向にあるか、フラットに捉えたいと思います。その上で、例えば今の助成制度が効果的ではないという結果が出れば、区としても助成の在り方を変えるなど、調査結果を生かして活用をしていきたい。結果によりませんが、今の方向でよいとなれば、引き続き、助成制度をしっかりとやっていきたいと思います。

会 長            ほかにはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、これからさらに詳細な部分を詰めていき、実施の方向になると思います。委員の皆様は現地をよくご存じかと思います。これまでの地点は同じになると思いますが、調査地点、具体的な場所については、これから決めていくということです。今後のことを考えると、どういう場所でモニタリングしていったら良いかになりますので、お気づきの点があったら、ぜひ事務局へ助言をしてください。

それから、先ほど回収率の話がありました。アンケートが実施された場合には、皆様も周りの方にきちんと回答する雰囲気を出していただけたらと思います。

事務局においては、今日、委員の皆様からいただいた意見を参考にさらに詰めていただき、区民の皆様が発信するときには分かりやすい工夫をお願いできればと思います。

それでは、みどりの実態調査については以上で終わります。

続きまして、報告事項にまいります。4件ありますが、まず初めに、区民による花壇管理事業の再編について、事務局より説明をお願いします。

**みどり推進課長** みどりの総合計画をつくって以来、みどりを守る活動に参加する方を増やしていこうと、様々な見直しをしています。4月から新しく制度を統合しますので、簡単に説明します。

これまで、活動の支援方法として、公園の花壇の自主管理、駅前の花壇については駅前の花壇向けの助成、もう一つは障害者施設などの利用者の方と区民の方のボランティアと一緒に花壇を維持していく取組、全部で3つの取組がありました。

それぞれ、ボランティアの方等に一生懸命活動していただけてきました。内容的には近いものであり、同じような花壇ですが、制度ごとに花苗代などの実費負担の単価が違っていましたので、今回整理しました。

例えば花苗代の設定についてですが、貫井南公園で活動している花壇と富士見台駅前にある花壇では、基本的にやっていることは同じですが、花苗代の設定が異なる状況でした。このあたりを整理した上で、一つの活動としてまとめ、今回、4月から3つの取組みを一つの要綱にまとめました。

また、これまで支援する金額はどういう基準で定めているか不明でした。直接地面に植える場合とフラワーポット等を活用する場合で花苗の数も違います。今回併せて、単価をそれぞれ計算して支援することを、区民の方に分かりやすく説明できるようにしました。参加する方を増やしたいので、今回見直しをします。

資料 2 - 2 は花壇を担うボランティアの方を養成する「つながるカレッジ」での講座のテキストです。これをベースにこれから活動に参加したいと思う人に、実際にどこでどんな活動をしているかを分かりやすく案内し、参加できる人を増やすよう進めていきます。

会 長 ただいまの説明について、何か質問、意見等ありますか。

A 委員 単価についての確認ですが、今の説明を伺って分かりましたが、植え替えのときや全面植え替えの費用の 25%程度という場合は、申請によるというか、その団体の活動の時期、日にちを申請方式で書類を出してもらい、おおむねそれを確認した段階でこの 25%程度という数字を出しているのでしょうか。

みどり推進課長 活動支援の仕組みだと思いますが、基本的には花壇の面倒を見ていただくとき、そんなに難しい内容ではないのですが、区と協定を結び、年度初めに、今年はこの活動、植え替えをしますという計画を提出していただきます。事前に面積から計算をして、基本的には先払いをしています。

お金自体もお花代とか肥料代とかの実費ですので、ボランティア活動のいわゆる手間賃などは計算されていません。基本的には年間で植え替え 2 回と補植をしていただき、植え替えしたときの写真を最後に頂いています。それをきちんとしていただければ、お渡ししたお金で、会として毎年活動を継続できます。

A 委員 J：COMでテレビ放映され、生き生きと楽しくされている様子がありました。自主的な活動の流れがここで統一化されてよかったと思います。

今後、このようなグループを増やし、3年度予定の地図で薄い地区を今後ムーブメントとして協働の輪を広げていき、どうやって空白のところに働きかけをするのか、教えてください。

みどり推進課長 地域ごとに疎なところと密なところがあると思います。

す。花壇活動などに興味がある方向けの講座を昨年からやっていますが、2年目は実際に活動している方の現場を受講生たちと見学することもやっています。今活動している団体の皆様の年齢がだんだん高くなり、なかなか人が入ってこないという問題もあります。そうした補充についても、講座の中で活動の現場に入る機会をつくり、そのまま講座が終わる前に入れるようにしたいと思います。

また、例えば受講生の中で自分はやりたいが近くに今やっているところがないのであれば、新しく花壇が設置できるところを公園担当とも相談しながら検討していきます。

A 委員

区民協働花壇事業団体一覧表、分かりやすく良いです。親子で参加していただくためには、PTAに声をかけ、地区で一緒にコラボできるようにジョイントするとよいと思います。情報が横に流れるように、区が両方向に呼びかけ、親子で土いじりしながら花壇を作るイベントも団体と話し合いながら広げてほしいと思います。区の考えを伺いたいと思います。

みどり推進課長 具体的に計画があるかということ、そこまではないのですが、広げていくには、いろいろな人が参加しやすくなくてはという問題意識があります。今はまず、花壇事業の整理、やっていることを知っていただくための発信に取り組めます。さらに横に広げていくことは引き続き検討して取り組んでいきます。

G 委員

私も、区民協働花壇事業団体一覧について質問します。新規メンバーを募集しているところで活動に参加したい場合、方法としては、つながるカレッジを受講して卒業することと、区に直接電話をすること、みどりのまちづくりセンターに登録をすること、この3点になりますか。

みどり推進課長 いろいろな参加の仕方があると思いますが、例えば、近所のお知り合いがやっていて入りたいということであれば区の名簿に追加すれば大丈夫です。

年数回、区報に出して花壇の活動を希望される方を募

集しています。受け入れる団体側は少人数のグループで、体制や意向もあるので、その辺を調整しながら、うまくつないでいます。

みどりのまちづくりセンターにも話があれば情報を共有します。参加してもらえるように、いろいろな方法で、つなく取り組みをしています。

G 委員

たしか、花壇には、ここはこの団体が管理していることがわかるものがついていると思いますが、募集しているところがあれば、その花壇に案内をつける形でもPRすると、活動してみたい方が申込みしやすくなると思いますので、検討してください。

B 委員

事業整理はたしか我が会派が要望したことを聞き入れてくれたのかと思っています。

自主管理花壇と駅からはじまる花いっぱい運動は単価に1万円ぐらいの開きがあって、それで今回単価を改定したということですが、事業を統合するに当たって弊害がでて、単価が下げられたので継続ができなくなることが一番怖いと思います。続けることが大切ですので、その説明は丁寧に行ったのかと、資金の部分でこれはどうしてもできないことはあるのか。また、区民協働花壇事業と銘打ったのは大変分かりやすいが、先ほどD委員が発言したように、少しとっつきにくい。皆様が町を花でいっぱいになりたいという認識になるように、サブタイトルのような名前も必要なのではと思います。

みどり推進課長

まず、団体への対応です。この再編は2年間かけて進めてきまして、この間、平成31年度に1回、昨年、今年度の夏前の時期にもう1回、個別に全部の団体に話を聞いて回り説明した上で、今回、提案をしています。丁寧に説明して、理解されたうえで、進めていると思います。また個別になにかあれば、支援したいと思います。

それからサブタイトルの件ですが、事業名はまさに言われるとおりです。今、チラシを作っていますが、例えば、「一緒に花壇をやりませんか」が最初に来て、事業名は事業名として別にする。先ほどD委員から意見がありましたが、「やってみようかな」と思うフックになるPR、

周知に努めます。

会 長

それでは次の報告事項2つ目になります。保護樹林の新規指定および変更について、事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長

保護樹林について、新規指定の申込みがありました。廣徳寺の樹林を新たに指定します。それから、区域の変更、一部拡大という2件の申し出がありました。調査した上で、今回変更します。

まず1件目が廣徳寺の樹林についてです。これまで個別にかなりの本数を保護樹木として指定をしていましたが、所有者の意向で保護樹林としての申請はありませんでした。今回、申請がありましたので、確認した上で、指定します。樹林としてしっかりと管理をされているところです。

2件目が、2件の区域の変更です。1点目が三宝寺、もう1点が道場寺です。今回3件とも寺社林になりますが、それぞれに申出がありました。現地を確認しまして、指定要件を満たしているため指定し、今回報告をするものです。

続けて、前回の委員会以降、新たに申請を受け、保護樹木として指定したものを報告します。ソメイヨシノが2本、スダジイが1本で、それぞれ申請後、職員が現地に行って、越境や生育状況などを確認した上で、新たに指定したものの報告をしています。

最後に解除についての報告です。今回、解除が20本です。特に説明の必要があるのが、北町にある保護樹木の解除についてです。

こちらは、職員が現地確認に行った時点で、既に伐採されていたことを確認し、解除の届出が必要だと話をしました。「従前より近隣からの落ち葉等の苦情で苦慮してきたが、自分としてもできれば守りたい。保護樹林とか憩いの森とかで活用できないか」という相談がありましたが、憩いの森等になると、一般の方が入るのでなかなか厳しく、やむを得ず伐採してしまい、届出をしなかったことは申し訳ないとのことでした。

その他についても、幾つか倒木の危険があるもの、空

洞化によるものもありますが、基本的には工事もしくは土地の利用、自宅の建て直し、開発による解除申請となっています。

報告は以上です。

会 長 報告事項の保護樹木の新規指定と保護樹木の指定解除について併せて説明がありました。

ただいま説明のあった件について、意見、質問はありますか。

H 委員 保護されるのは良いことですが、保護樹林が解除された理由として、老木になったり病気になったりというのはわかりますが、保護樹林に指定されたものは役所で殺虫や保護をしてもらえるものでしょうか。伐採の報告を聞くとがっかりします。

みどり推進課長 保護樹林は森として指定しており、保護樹木は木一本一本について指定しています。まず、木一本一本について指定している保護樹木は、3年に1回剪定する費用を、幹の太さに応じて一定の金額を助成しています。保護樹林も同様ですが、木が多いので、剪定に対する費用は一定の基準を設けています。剪定費の助成をしていると理解してください。

会 長 ほかには、よろしいでしょうか。

F 委員 この廣徳寺のところの保護樹林の指定は、放射35号線の道路開発と関係するのでしょうか。

都市計画課長 都市計画道路、放射35号線との関係についてです。この計画線自体が都市計画道路ということで、廣徳寺の敷地に当たっている形になります。この道路は第4次事業化計画の優先整備路線に位置付けられており、策定から10年の中で整備に着手することとしています。施行者は東京都ですが、いずれ整備に当たっては都が調整等を進めていくものと考えています。

F 委員 ここは地域で本当に大事な森なので残したいという声

もたくさんありますが、開発に着手した場合、保護樹林は解除せざるを得ないのでしょうか。

みどり推進課長 都市計画課長からも話がありましたが、ほかの開発や道路事業のときも、基本的には保護樹木や保護樹林については、例えば移植が可能であれば工夫して移植をしてもらったという事例もあります。

全部を残せるかということ、そうではない部分があります。区として基本的になるべく既存樹木を生かすよう要請をしていくこととなります。その上で解除すべき区域全部、今回は広い場所を指定していますので、必要な部分については申請をもらい、様々な緑化の取組の指導と併せて、解除については検討をしていくこととなります。

F 委員 ここは担当が違うので道路問題とは別ですが、やはりこれだけのみどりです。八の釜憩いの森もそうでしたが、移植した大木がそのまま残ったとこれまでもほとんど聞いていません。駄目になってしまうことが多いので、そこはしっかりと考えてほしいと思います。

会 長 それでは、以上で報告事項について終了します。  
次は、その他になりますが、事務局から資料の紹介をお願いします。

みどり推進課長 みどりの葉っぱい基金への寄附金がどのように使われているかをきちんとお知らせをして、寄附してよかったと思ってもらえるようにパンフレットを作成しました。

併せて裏にQRコードもついています。ホームページでも寄附した方が参加した体験会の様子などをいろいろ紹介していますので、ぜひお時間があれば見てください。

参考として保護樹木・保護樹林の指定状況の推移をグラフで掲載しています。

資料についての説明や補足は、以上です。

会 長 委員の皆様から何かございますか。

F 委員 桜の木ですが、このところ大泉学園通りの桜の伐採と、



井頭公園の桜も切ってしまいました。切ってしまった後にまた植えるのかと地域の方が聞いたところ、もう植えないということでした。桜についての取扱いをどう考えているのか、お聞かせください。

道路公園課長

公園の桜について、私から答弁します。

桜に限らず、公園の樹木については、危険性があるものについては樹木医による診断を行っています。樹木医による診断の結果、倒木の危険があるものについてはできるだけ早い時期に伐採をして、安全確保をしています。

植え替え、新植については、周りにほかの木があって、例えば、新たに桜を植えても育たないだろうといった場所ごとの状況によります。それを見極めた上で新植をしています。

F 委員

地域の方も、せっかくあったのにということですので、その辺はぜひ丁寧な説明をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

A 委員

桜が開花し、練馬にはかなりのソメイヨシノの名所もあり、今まだ緊急事態宣言ということで、感染防止を含めて、看板を立てることを聞いています。花見はなるべく座らずにと誘導するのか。座らず、そこで宴はしないでくれという看板でしょうか。区民に周知していくことも必要と思います。

道路公園課長

都立公園の方針で、シートを広げ飲食をしてお花見は禁止となりました。これを受け、練馬区でも検討して、昨年と同様にシートを広げ飲食を伴うお花見は控えてくださいということホームページと 21 日号の区報でお知らせをすることを考えています。

桜が多くて非常にお花見の方が多かった場所、36カ所になりますが、ホームページの周知だけでは足りないだろうということで、看板を数カ所設置しました。そのほかにも同様なお花見等があった場合は、個別で対応していきます。

A 委員

季節がよくなって、緊急事態宣言も昨年のような緊張

感はなく、慣れというか、解放したい気持ちになって、名所の花が咲いたニュースを見たりすると地元で行きたくなる。光が丘にしても川沿いにしても非常に良い桜がある。果たしてどの程度の方が注意喚起に従ってくれるかと思えます。規制はきついと思えます。巡回して注意することになると思いますが、だれがするのですか。都の管轄なら都というわけでもないと思えます。

道路公園課長 都立公園は、管理事務所がありますので、そこで巡回すると聞いています。

区立公園は、非常に数が多いので、ホームページと区報によるお知らせに加えて立て看板を設置したものもあります。個別にそういう事象があった場合は、公園の管理事務所が出向いてお願いをするという対応になると思えます。

A 委員 分かりました。区内の緊急放送も大きく伝えるような全体が分かるような周知の方法も一つの手かと思えます。ホットな形で情報提供していただきたいと思えます。

会 長 ほかに、よろしいですか。

D 委員 少し話が戻りますが、申請を解除したのが 20 本、指定したところは 4 か所ぐらいということで、今後の推移を展望した場合に、民有地のみどりがどんどん減っていく、漸減状態にあると思えます。そうなると公有地のみどりというのは非常に重要視されるし、庶民の憩いの場所だと思えます。

2月に東京都の練馬城址公園のパブリックコメントがあったので、行ってきました。ゾーニングなどよくできていると、意見はあまりありませんでした。私たちはベニシダレザクラを植える会で既に 20 本植えています。そんな関係で、今後ともゾーニングとかに関係なく、河川の辺りにシダレザクラを十分植えてほしいという要望を出しました。

都立公園の練馬城址公園は練馬区にあります。練馬区が手を出せないのですか。緑化委員会との関係性はどのようなのですか。

都市計画課長

東京都が整備をする公園ですので、直接的には区が計画し、整備する位置付けになっていません。東京都と練馬区と、それから事業者との間で覚書を結んでおり、その中で練馬区等と協議し整備を行うよう、全体の約束はしています。練馬区では、企画部門が中心になり、防災、みどり、まちづくりなどいろいろな要望事項を取りまとめて要望を出しているという段階です。

東京都と練馬区の間で今までも連絡会を開催して、意見交換を行っています。今は計画の段階ですが、整備の段階でも、またその都度、情報を共有化して要望していきたいと考えています。この緑化委員会でいただいた意見や、区民の皆様から日々いただく意見、もちろん区の内部の意見も含めて、全体としては連絡会の中で、段階に応じて要望していきたいと考えています。

直接的に練馬区が整備する公園ではないため、私ども区が差配できるわけではありませんので、東京都と綿密に連携して区の要望を伝えていき、一つでも実現をしていきたいと考えています。

D 委員

そうすると、意見の具申はできるのですね。連携はできるのですね。

もう一つ、稲荷山公園は東京都ではなくて区が整備するのでしょうか。そうすると、練馬区にはいわゆる観光資源が少なく、今コロナで観光が衰退していますが、中長期で考えれば日本の地政学的な位置からいって、観光地としての要素はたくさん持っていると思います。練馬区には高低差のあるところは少ないし、としまえんも若干の高低差はありますが、白子川流域には大分あります。そういう点についてはやはり練馬区民だけではなく、区外、他府県から見ても、練馬にはこういう名所があることを意図して、中長期的な計画を立てるべきではないでしょうか。

道路公園課長

稲荷山公園については、区の事業としてこれから取り組んでいくため、ビジョンとかアクションプランに位置付けて、今回素案という形で計画を出しました。規模として10ヘクタールの、練馬区で一番大きな公園になります。

す。委員から話があったように、利用についても、23区唯一のカタクリの群生地がありますし、崖線の森という地形的な特徴もあります。区の中だけではなくて区の外からも大勢の方がくることができる公園整備を考えていきます。

現在、住宅地になっていて、住んでいる方も非常に多くいます。これから丁寧に説明をして、5年、10年ではなく20年、30年という時間をかけて、公園を整備していきたいと考えています。

D 委員 今、既に住宅が建っていて、中長期的には今後、住宅の撤去、立ち退いてもらうということで良いのですね。分かりました。

副会長 最後に説明された参考資料の、保護樹林と保護樹木の推移ですが、保護樹林は今回1件の指定と、あと指定の範囲の増加ということで、それだけでも1割弱、面積が増えていますが、保護樹木の件数が分からないので、どういうパターンで減少しているかということが少し読み取りにくいと思います。

今回、まとまって減少したり、土地利用変更があったので、もし可能であればその所在地数とか、件数に関する保護樹木の推移の情報も併せて出してもらえると、傾向が見て取りやすくなると思います。可能でしたら対応をお願いします。

みどり推進課長 対応可能と思いますので、次回以降、検討いたします。

会 長 ほか、よろしいでしょうか。  
それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

みどり推進課長 それでは最後に、事務局から次回の緑化委員会は7月に開催したいと考えています。7月の詳細な日程については、新たに年度が替わった時点で調整の上、皆様に連絡をいたします。

事務局からは以上です。

会 長 次回もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、本日の緑化委員会を閉  
会とします。

了